

財務省告示第七十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年四月二十日に発行した割引短期国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成十九年五月十日

財務大臣 尾身 幸次

- 一 名称及び記号
割引短期国庫債券（第四百二十
回）
- 二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
- 三 振替法の適用
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第 非
価格競争入札発行」という。）
五 募入決定の
方法
イ 価格競争
入札発行
各申込みのうち応募額の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十 一 発 行 価 格 日	十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額							六 イ 発 行 額							
				行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	行 争 入 札 発 競
平 成 十 九 年 四 月 二 十 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	千 万 円	千 八 百 円	千 七 百 五 十 三 億 三 千 七 百 九 十 万 四	千 七 百 五 十 三 億 三 千 七 百 九 十 万 四	二 十 万 三 千 七 百 九 十 万 四	一 兆 二 千 七 百 三 十 一 億 九 千 三 百		円	額 面 金 額 で 千 百 十 三 億 二 千 万	七 千 万 円 で 一 兆 二 千 八 百 十 六 億		込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応		

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発競争	価格競争	
平成十九年四月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	当たらるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成二十年四月二十一日	十三銭九厘につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三				十三銭九厘につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三	十三銭六厘以上につき九十九円三	額面金額百円につき九十九円三